

京都市消防職員分限取扱規程

昭和 27 年 4 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 2 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員分限取扱規程を次のように定める。

京都市消防職員分限取扱規程

(総則)

第 1 条 京都市消防職員（以下「職員」という。）の分限に関しては、地方公務員法（以下「法」という。）又は京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）によるほかこの規程の定めるところによる。

(降任等の処分)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、過去 2 年間における勤務成績を評定するに足る資料に基づき客観的に総合判定して勤務成績の不良又は適格性の欠如が明らかな場合とする。

2 法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を降任する場合又は免職する場合は、過去 2 年間における勤務成績を評定するに足る資料に基づき客観的に総合判定して勤務実績が良くない場合又は別に定める場合とする。

3 法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を免職する場合は、休職の期間が 3 年に達してもなお勤務に服することができない場合とする。ただし、休職の期間が 3 年に達していない場合であっても、消防局長（以下「局長」という。）が適当と認める場合は、免職することができる。

4 法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして職員を降任する場合又は免職する場合は、別に定めるところにより行うものとする。

5 法第 28 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は条例第 2 条第 5 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、第 1 項の規定に準じて勤務成績その他能力の実証、勤続期間等を考慮して行うものとする。

(分限審査会)

第 3 条 職員の分限処分を行う場合は、局長は分限審査会を開いて審査員の意見を徴することができる。

2 前項の審査員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 消防局の次長、担当局長、部長、室長及び校長

(2) 局長が指名する者

(傷病にり患した職員の審査)

第 4 条 局長は、条例第 2 条第 2 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、要休養職員審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

(休職)

第5条 審査会の審査の結果、京都市消防局安全衛生管理規程第34条第1号に該当する職員が、同規程別表第2生活勤務の面の項においてAと判定されたとき又は同規程第34条第2号若しくは第3号に該当する職員がなお長期の休養を要すると判定されたときは、局長は、当該職員を条例第2条第2号の規定により1年間休職させるものとする。

2 職員の休職の期間が1年に達した場合において、審査会が当該職員についてなお勤務に服することができないと判定したときは、更に1年間その期間を更新する。職員の休職の期間が2年に達した場合においても同様とする。

3 復職後6箇月以内に再び発病し、条例第2条第2号の規定により休職される職員の休職の期間は、前後の期間を通算して3年を超えることができない。

4 局長は、休職の期間中において、職員を復職させようとするときは、あらかじめ、審査会の審査に付するものとする。

(傷病による休職者の義務)

第6条 休職者は、療養に専念し、かつ、休養に関する局長又は所属長の指示に従わなければならない。

2 休職者は、毎月保健所その他の医療機関において検診を受けるとともに、病状に著しい変化があったときは、速やかに所属長を経て局長に報告しなければならない。

3 局長は、休職者が前2項の規定に違反したとき、又はその他の不正の行為を行ったと認めるときは、相当の処分を行うことがある。

(分限処分の上申)

第7条 職員が法第28条第1項又は条例第2条若しくは第3条の規定に該当し分限処分を行う必要があると認めるときは、所属長は分限処分上申書(第1号様式)に必要な書類を添えて局長に上申しなければならない。ただし、局長が別に定めるところにより職員を免職する場合は、この限りでない。

(休職期間更新の上申)

第8条 条例第5条第1項の規定により職員の休職期間を更新する必要があると認めるときは、所属長は休職期間更新上申書(第2号様式)に必要な書類を添えて局長に上申しなければならない。

(復職の上申)

第9条 条例第5条第2項の規定により休職者を復職させる必要があると認めるときは、所属長は復職上申書(第3号様式)に必要な書類を添えて局長に上申しなければならない。

(失職の上申)

第10条 職員が法第28条第4項の規定に該当し職を失うに至ったときは、所属長は失職上申書(第4号様式)にこれを証明するに足る資料を添えて局長に上申しなければならない。

(休職者の取扱い)

第11条 所属長は、休職者の休職期間が3年未満である場合において、現休職期間が満ちても休職の事由が消滅せず、かつ、更新の必要がないと認めるときは、当該職員に退職を促し、これに応じないときは法第28条第1項の規定に該当するものとして、当該休職期間が満了する前に第7条本文の規定により分限処分を局長に上申することができる。

(退職願出者の取扱い)

第12条 職員が自己の都合により退職を願い出た場合は、所属長は退職願を提出させ、退職上申書(第5号様式)により局長に上申しなければならない。

2 前項の退職事由が病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(辞令その他の交付)

第13条 分限処分の辞令及び説明書又は失職通知書は、それぞれ所属長を通じてこれを本人に交付するものとする。ただし、本人の行方が不明で、前項の書面を交付できない場合の措置は、別に定める。

(記録)

第14条 局長は、職員の分限に関し異動があったときはその年月日、事案の概要、種別及び程度を人事記録に記載するものとする。

(補則)

第15条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和28年9月29日京都市消防局訓令乙第12号)

この規程は、昭和28年9月1日から適用する。

附 則 (昭和30年5月4日京都市消防局訓令乙第6号)

この規程は、昭和30年4月1日から適用する。

附 則 (昭和34年3月25日京都市消防局訓令乙第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和32年8月17日から適用する。

附 則 (昭和34年9月10日京都市消防局訓令乙第11号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和34年6月25日から適用する。

附 則 (昭和36年7月20日京都市消防局訓令乙第4号)

この訓令は公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年10月1日京都市消防局訓令乙第6号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日京都市消防局訓令乙第1号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年9月9日京都市消防局訓令乙第6号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日京都市消防局訓令乙第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、この訓令の施行の際現に存する用紙に限り、それぞれ対応するこの訓令による様式とみなし、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附 則 (昭和57年9月20日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は昭和57年9月20日から施行する。

附 則 (昭和59年12月11日京都市消防局訓令乙第6号)
(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日京都市消防局訓令乙第9号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日京都市消防局訓令乙第15号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月15日京都市消防局訓令乙第4号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日京都市消防局訓令乙第2号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月28日京都市消防局訓令乙第5号)
この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第20号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月1日京都市消防局訓令乙第3号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日京都市消防局訓令乙第3号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日京都市消防局訓令乙第17号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日京都市消防局訓令乙第17号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第6号)
この訓令は、令和年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号)
この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

分 限 処 分 上 申 書

(宛先) 消 防 局 長	発 消 第 号 年 月 日
	所属長

京都市消防職員分限取扱規程第7条の規定により、次のとおり上申します。			
職、氏名 生年月日	年 月 日生		
採用年月日 勤続年月数	年 月 日 年 月	級 号給	級 号給
上 申 の 事 由			
分限処分の 種 類	<input type="checkbox"/> 降 任 <input type="checkbox"/> 免 職 <input type="checkbox"/> 休 職 <input type="checkbox"/> 降 給		
平 素 の 勤 務 状 況			
平素の素行 及び家庭の 状 況 等			
所 属 長 の 意 見			
備 考			

注 該当する□にレ印記入してください。

第2号様式（第8条関係）

休職期間更新上申書

(宛先) 消 防 局 長	発	消	第	号
		年	月	日
所属長				

京都市消防職員分限取扱規程第8条の規定により、次のとおり上申します。				
職、氏名 生年月日	年 月 日生			
採用年月日 勤続年月数	年	月	日	
前回休職処分を受けた期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
上申の事由				
休職中における素行及び家庭の状況				
所属長の意見				
備考				

第3号様式（第9条関係）

復 職 上 申 書

(宛先) 消 防 局 長	発 消 第 号 年 月 日
	所属長

京都市消防職員分限取扱規程第9条の規定により、次のとおり上申します。	
職、氏名 生年月日	年 月 日生
休職開始 年月日	年 月 日
休職事由 消滅年月日	年 月 日
上申の 事由	
所属長 の意見	
備考	

第4号様式（第10条関係）

失 職 上 申 書

(宛先) 消 防 局 長	発 消 第 号 年 月 日
	所属長

京都市消防職員分限取扱規程第10条の規定により、次のとおり上申します。	
職、氏名 生年月日	年 月 日生
採用年月日 勤続年月数	年 月 日 年 月
失 職 年 月 日	年 月 日
上 申 の 事 由	
所 属 長 の 意 見	
備 考	

第5号様式（第12条関係）

退職上申書

(宛先) 消防局長	発消第 号 年 月 日
所属長	

京都市消防職員分限取扱規程第12条の規定により、次のとおり上申します。	
職、氏名 生年月日	年 月 日生
採用年月日 勤続年月数	年 月 日 年 月
上申の 事由	
所属長 の意見	
備考	